

都市計画京都大学桂キャンパス地区地区計画を次のように変更する。

名 称			京都大学桂キャンパス地区地区計画
位 置			京都市西京区御陵御茶屋山，御陵大原，御陵細谷，御陵峰ヶ堂町二丁目及び山田谷田山の各一部
面 積			約 26.3ha
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標		当地区は，京都西山山麓に位置し，緑豊かな自然環境に恵まれた地区である。この地に，テクノロジーとサイエンスの融合するテクノサイエンス・ヒルの形成を基本コンセプトとして，工学系及び情報系の大学院を中心とする京都大学桂キャンパスの整備が行われることから，「大学都市・京都」にふさわしい土地利用の誘導と周辺の自然環境や景観と調和のとれた市街地環境の形成・誘導を図る。
	土地利用の方針		大学施設にふさわしい土地利用の誘導を図るとともに，空地の緑化を促進し，周辺環境と調和した土地利用を図る。
	地区施設の整備方針		キャンパスの外縁部に緑地を整備し，周辺の自然環境との調和を図る。
	建築物等の整備方針		大学キャンパスにふさわしい建築物の用途を誘導するとともに，建ぺい率や壁面の位置，建築物の高さ，かき又はさくの構造の制限により，ゆとりとうるおいのある良好なキャンパス環境の形成と周辺の市街地環境や自然環境との調和を図る。 建築物等は，周辺の山並みや豊かな自然との調和に配慮し，優れた都市景観の形成に資するものとする。
地区整備計画	地区施設の配置及び規模		緑 地 1 号 約 2.9ha 緑 地 2 号 約 0.1ha
	建築物等の関係事項	地区の区分	区分の名称 A-1地区
		区分	区分の面積 約 7.3ha
	建築物等の関係事項	建築物等の用途の制限	次の各号に掲げる建築物以外の建築物は，建築してはならない。 1 大学施設 2 寄宿舍 3 路線バスの停留所の上屋 4 前各号に掲げる建築物に付属する建築物
		建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度	10分の3.5

地	建築物に関する事項	壁面の位置の制限		1 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から、道路境界線までの距離の最低限度は5 mとする。 2 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から、敷地境界線（道路境界線を除く。）までの距離の最低限度は5 mとする。 3 次の各号に掲げる建築物又は建築物の部分については、壁面の位置の制限にかかわらず建築することができる。 (1) 守衛所、自転車置場その他これらに類するもので地上階数が1のもの (2) 玄関ポーチその他これに類する建築物の部分
		かき又はさくの構造の制限		敷地境界線に沿ってかき又はさくを設置する場合には、可能な限り、生垣等により緑化を推進することとする。
区	建	地区の区分	区分の名称	A－2地区
		区分	区分の面積	約 5.3 ha
	建築物	建築物等の用途の制限		次の各号に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 1 大学施設 2 前号に掲げる建築物に付属する建築物
		建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度		10分の3.5
	等	壁面の位置の制限		1 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から、道路境界線までの距離の最低限度は5 mとする。 2 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から、敷地境界線（道路境界線を除く。）までの距離の最低限度は5 mとする。 3 次の各号に掲げる建築物又は建築物の部分については、壁面の位置の制限にかかわらず建築することができる。 (1) 守衛所、自転車置場その他これらに類するもので地上階数が1のもの (2) 玄関ポーチその他これに類する建築物の部分
		建築物等の高さの最高限度		建築物の高さの最高限度は、15 m（塔屋等（階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物をいう。以下同じ。）の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内、かつ、その部分の高さが8 mを超える場合においては、15 mからその部分の高さを差し引いて得たものに8 mを加えたものとする。）とする。 ただし、軒の高さが15 m以下の場合で、塔屋等の地盤面からの高さが23 m以下、かつ、こう配屋根（10分の3から10分の5までの傾きの屋根をいう。）を有する建築物については、北側斜線の高さを算定する場合を除き、建築物の高さの最高限度を18 mとする。
	画	かき又はさくの構造の制限		敷地境界線に沿ってかき又はさくを設置する場合には、可能な限り、生垣等により緑化を推進することとする。

地 区 整 備 計 画	建 築 物 等 に 関 す る 事 項	地区 の 区分	区分の名称	B-1地区
			区分の面積	約 4.8ha
		建築物等の用途の制限		次の各号に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 1 大学施設 2 寄宿舍 3 路線バスの停留所の上屋 4 前各号に掲げる建築物に付属する建築物
		建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度		10分の3.5
		壁面の位置の制限		1 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から、道路境界線までの距離の最低限度は5mとする。 2 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から、敷地境界線（道路境界線を除く。）までの距離の最低限度は5mとする。 3 次の各号に掲げる建築物又は建築物の部分については、壁面の位置の制限にかかわらず建築することができる。 (1) 守衛所、自転車置場その他これらに類するもので地上階数が1のもの (2) 玄関ポーチその他これに類する建築物の部分
		建築物等の高さの最高限度		建築物の高さの最高限度は、15m（塔屋等（階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物をいう。以下同じ。）の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内、かつ、その部分の高さが8mを超える場合においては、15mからその部分の高さを差し引いて得たものに8mを加えたものとする。）とする。 ただし、軒の高さが15m以下の場合で、塔屋等の地盤面からの高さが23m以下、かつ、こう配屋根（10分の3から10分の5までの傾きの屋根をいう。）を有する建築物については、北側斜線の高さを算定する場合を除き、建築物の高さの最高限度を18mとする。
		かき又はさくの構造の制限		敷地境界線に沿ってかき又はさくを設置する場合には、可能な限り、生垣等により緑化を推進することとする。
		地区 の 区分	区分の名称	B-2地区
			区分の面積	約 1.1ha
		建築物の敷地面積の最低限度		140㎡

地 区	建築物等に関する事項	建築物等の高さの最高限度		建築物の高さの最高限度は、15m（塔屋等の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内、かつ、その部分の高さが8mを超える場合においては、15mからその部分の高さを差し引いて得たものに8mを加えたものとする。）とする。 ただし、軒の高さが15m以下の場合で、塔屋等の地盤面からの高さが23m以下、かつ、こう配屋根（10分の3から10分の5までの傾きの屋根をいう。）を有する建築物については、北側斜線の高さを算定する場合を除き、建築物の高さの最高限度を18mとする。
		かき又はさくの構造の制限		敷地境界線に沿ってかき又はさくを設置する場合には、可能な限り、生垣等により緑化を推進することとする。
整 備 計	建築物等に関する事項	地区の区分	区分の名称	B-3地区
			区分の面積	約 0.2ha
		建築物等の用途の制限		次の各号に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 1 建築基準法別表第2（い）項に掲げる建築物 2 大学施設 3 前号に掲げる建築物に附属する建築物
		建築物の敷地面積の最低限度		140㎡
		建築物等の高さの最高限度		建築物の高さの最高限度は、10m（塔屋等の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内、かつ、その部分の高さが5mを超える場合においては、10mからその部分の高さを差し引いて得たものに5mを加えたものとする。）とする。
画	建築物等に関する事項	地区の区分	区分の名称	C地区
			区分の面積	約 6.3ha
		建築物等の用途の制限		次の各号に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 1 大学施設 2 寄宿舍 3 路線バスの停留所の上屋 4 前各号に掲げる建築物に付属する建築物
		建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度		10分の3.5

地 区 整 備 計 画	建 築 物 等 に 関 す る 事 項	壁面の位置の制限	1 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から、道路境界線までの距離の最低限度は5 mとする。 2 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から、敷地境界線（道路境界線を除く。）までの距離の最低限度は5 mとする。 3 次の各号に掲げる建築物又は建築物の部分については、壁面の位置の制限にかかわらず建築することができる。 (1) 守衛所、自転車置場その他これらに類するもので地上階数が1のもの (2) 玄関ポーチその他これに類する建築物の部分
		建築物等の高さの最高限度	建築物の高さの最高限度は、15 m（塔屋等の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内、かつ、その部分の高さが8 mを超える場合においては、15 mからその部分の高さを差し引いて得たものに8 mを加えたものとする。）とする。 ただし、軒の高さが15 m以下の場合で、塔屋等の地盤面からの高さが23 m以下、かつ、こう配屋根（10分の3から10分の5までの傾きの屋根をいう。）を有する建築物については、北側斜線の高さを算定する場合を除き、建築物の高さの最高限度を18 mとする。
		かき又はさくの構造の制限	敷地境界線に沿ってかき又はさくを設置する場合には、可能な限り、生垣等により緑化を推進することとする。
	備 考		

「区域及び地区整備計画の区域並びに地区施設の配置は計画図表示のとおり」

理 由

京都市には38の大学が集積し、高度で豊富な学術研究機能を有する「大学のまち」である。京都市ではこの都市特性を維持・推進するため、大学の施設整備に対して支援を行っている。

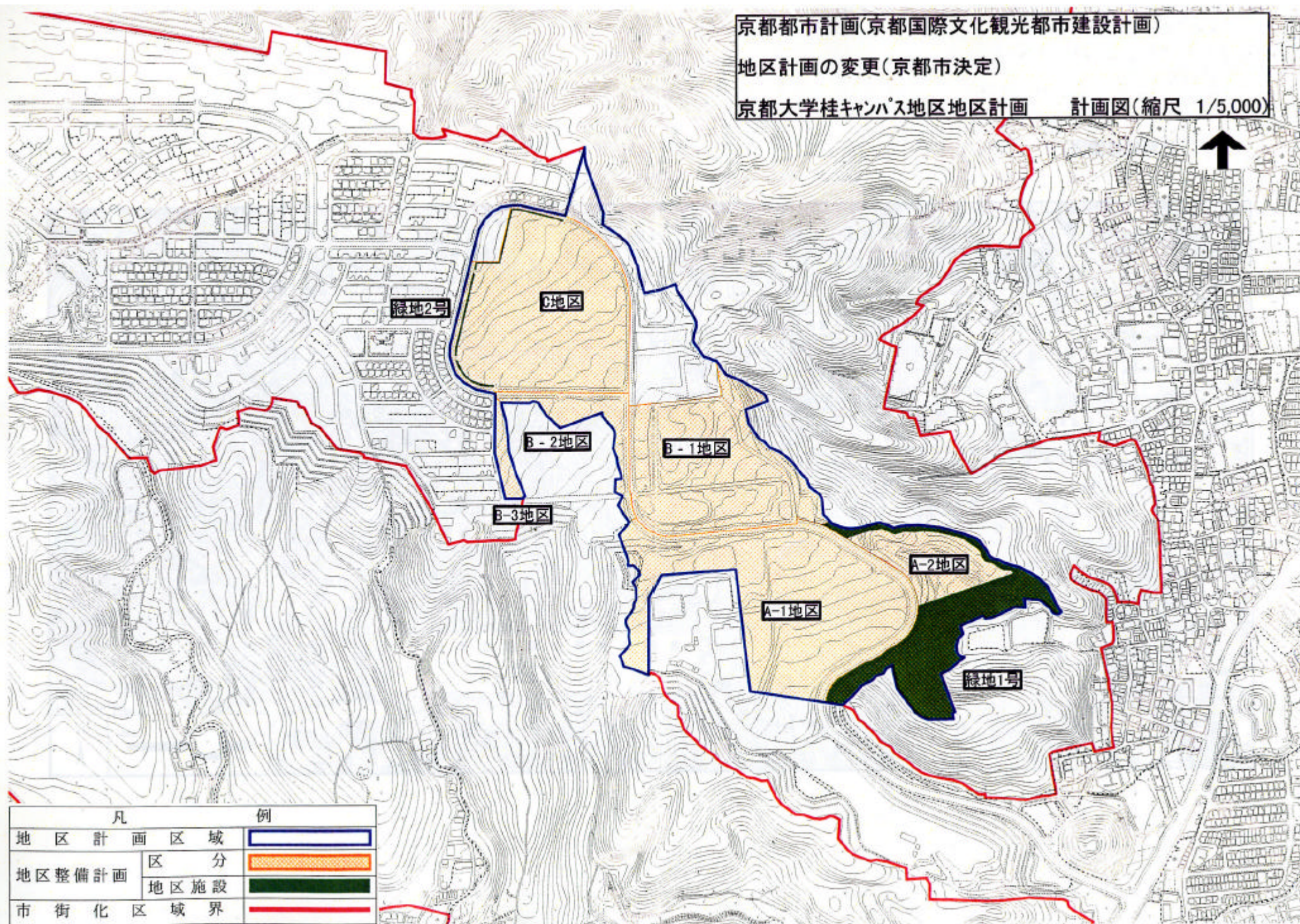
京都大学桂キャンパス地区地区計画は、施設の計画的な立地を支援するとともに、周辺の豊かな自然環境と調和した良好な市街地環境の形成を図るため、平成12年8月に定められたものであるが、京都大学桂キャンパスの整備計画の進展に伴い、地区整備計画の定められていなかったA-2地区とC地区について、同様の趣旨で、地区整備計画を追加するものである。

京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)

地区計画の変更(京都市決定)

京都大学桂キャンパス地区地区計画

計画図(縮尺 1/5,000)



凡 例	
地区計画区域	
地区整備計画	区分
	地区施設
市街化区域界	